愛 媛 労 働 局 発 表
令和３年４月 30 日

[照会先]

【担当】
愛媛労働局労働基準部 健康安全課
健康安全課長　　岸田　建夫
主任産業安全専門官　中野　邦宏
電話 089－935－5204（内線 470）

報道関係者　各位

愛媛県における令和２年（1 月～12 月）の労働災害発生状況

－死傷者は 1,552 人で 62 人（4.2%）増加、死亡者は 11 人で５人減少－

愛媛労働局（局長　瀧原章夫）は、愛媛県における令和２年の労働災害発生状況を取りまとめました。

全産業における休業４日以上の死傷者数は 1,552 人で、前年から 62 人（4.2%）増加し、２年ぶりの増加となりました。業種別では、第三次産業が 632 人で 34 人（5.7%）増加し、そのなかでも小売業が 23.1%増、社会福祉施設が 42.4%増と大幅に増加しています。年齢別では、60 歳以上が全死傷者に占める割合は 29.1%で、前年よりも 1.4 ポイント減少したものの、依然として年齢階層別では最多となっています。なお、死傷者のうち新型コロナウイルス感染症によるものは 32 人（2.1%）となっています。

死亡者数は 11 人で、前年から５人減少し、２年ぶりの減少となりました。業種別では製造業が６人（うち４人は造船業）と最も多く、次いで建設業が３人となっています。

愛媛労働局では、死傷災害が多発している第三次産業（特に小売業、社会福祉施設）に対する転倒災害防止対策の強化、近年増加する高年齢労働者の安全と健康確保対策の推進等を重点に、引き続き、関係機関、団体とも連携しながら労働災害防止対策を図っていくこととしています。

令和２年に愛媛県で発生した労働災害の発生状況の概要

１．死傷者

① 全産業における休業４日以上の死傷者数は、1,552 人で、前年から 62 人（4.2%）増加

② 業種別では多い順に、製造業 445 人、保健衛生業 218 人、商業 211 人、建設業 192 人、道路貨物運送業 157 人

主な業種における増加率は高い順に、保健衛生業+41.6%（+64 人）、商業+15.9%（+29 人）、製造業+8.0%（＋33 人）、建設業+4.9%（＋9 人）など

主な業種における減少率は高い順に、接客娯楽業-23.3%（－17 人）、林業-22.5%（－9 人）、道路貨物運送業-6.5%（－11 人）など

③ 第三次産業全体では、632 人で 34 人（5.7%）増加

第三次産業のうち、小売業は 160 人で 30 人(23.1%)増加、社会福祉施設は 141 人で 42 人（42.4%）増加、飲食店は 34 人で８人（19.0%）減少

④ 事故の型別で、全死傷者数に占める割合では高い順に、「転倒」が 24.2%、「墜落・転落」が 21.5%、「はさまれ・巻き込まれ」が 11.9%と、三つの災害で全体の 57.5%を占める

前年と比べ、「転倒」は 3.0%、「墜落・転落」は 11.3%増加

⑥ 年齢別では、60 歳以上が全死傷者数に占める割合は、29.1%で前年よりも 1.4 ポイント減少したが、依然として年齢階層別では最多

⑦ 死傷者のうち新型コロナウイルス感染症によるものは 32 人（2.1%）

２．死亡者

① 死亡者数は 11 人で、前年から５人減少

② 業種別では、製造業が６人（うち４人は造船業）と最も多く３人増加、建設業が３人で７人減少、清掃と畜業が１人で１人増加、その他の事業が１人で増減なし

③ 事故の型別では、多いものから「交通事故」が３人、「墜落・転落」、「崩壊・倒壊」、「飛来・落下」が各２人、「はさまれ・巻き込まれ」、「切れ・こすれ」が各１人

３．今後の労働災害防止対策の事項

愛媛労働局では、以下の重点対策について、積極的な指導、周知啓発等に取り組む方針

① 第三次産業における「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の周知啓発

② 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全と健康確保対策の推進

③ 「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト」による転倒災害防止対策の推進

④ 製造業における機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進

⑤ 建設業における墜落・転落災害防止対策の推進

⑥ 職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の周知啓発　など

1　令和２年の死傷災害

(1) 死傷者数の推移

愛媛県下の労働災害による全産業の休業４日以上の死傷者数（休業４日以上、以下同じ）は、昭和 50 年代には5,000 人台で推移していましたが、その後長期的に減少傾向にあり、平成 21 年に 1,440 人となりました。その後、平成 22 年以降 1,500 人台、平成 25 年以降 1,400 人台で推移し、平成 27 年は過去最少の 1,405 人となりましたが、以降は増加傾向にあり、令和２年の死傷者数は 1,552 人で前年比+62 人（+4.2%）と平成 24 年以来の高水準となりました。

(2) 主な業種別の発生状況

製造業では 445 人（全産業に占める割合は 28.7%、前年比 33 人、8.0%増加）で最も多く、次いで保健衛生業が 218 人(同 14.0%、前年比 64 人、41.6%増加)、商業が 211 人(同 13.6%、前年比 29 人、15.9%増加)、建設業が 192 人（同 12.4%、前年比 9 人、4.9%増加)、道路貨物運送業が 157 人（同 10.1%、前年比 11 人、6.5%減少)、この５業種で全体の 78.8%を占めています。

第三次産業は 632 人（同 40.7%、前年比 34 人、5.7%増加）となっています。

■業種別の死傷者数■（増加業種は黄色で表示）　（人）

	令和２年	令和元年	増減数	増減率（%）
全産業	1,552	1,490	+62	+4.2%
製造業	445	412	+33	+8.0%
建設業	192	183	+9	+4.9%
道路貨物運送業	157	168	-11	-6.5%
林業	31	40	-9	-22.5%
第三次産業	632	598	+34	+5.7%
うち商業	211	182	+29	+15.9%
うち小売業	160	130	+30	+23.1%
うち保健衛生業	218	154	+64	+41.6%
うち社会福祉施設	141	99	+42	+42.4%
うち接客娯楽業	56	73	-17	-23.3%
うち飲食店	34	42	-8	-19.0%
うちその他の第三次産業	147	189	-42	-22.2%
上記以外	95	89	-6	-6.7%

(3) 事故の型別発生状況

事故の型別に見ると、「転倒」が375人（全ての事故の型に占める割合は、24.2%）で最も多く、次いで、「墜落・転落」が334人（同21.5%）、「はさまれ・巻き込まれ」が184人（同11.9%）となっており、この三つの災害で全体の57.5%を占めています。

また、前年と比べ「転倒」は3.0%、「墜落・転落」は11.3%の増加となりました。

製造業では「はさまれ・巻き込まれ」が112人（同25.2%）、建設業では「墜落・転落」が75人（同39.1%）、道路貨物運送業では「墜落・転落」が67人（同42.7%）、林業では「激突され」が15人（同48.4%）で最も多くなっています。

第三次産業では「転倒」が最も多く、203人（同32.1%）となっており、全産業の「転倒」375人のうち半数以上（54.1%）が、第三次産業において発生しています。

■事故の型別死傷災害発生状況（令和２年）■　（人）

業種	１位	２位	３位
全産業1,552人（100%）	転倒 375（24.2%） 前年比 +3.0%	墜落・転落334（21.5%） 前年比 +11.3%	はさまれ・巻き込まれ184（11.9%） 前年比 -16.0%
製造業 445人（100%）	はさまれ・巻き込まれ 112（25.2%）	転倒 93（20.9%）	墜落・転落 70（15.7%）
建設業 192人（100%）	墜落・転落75（39.1%）	転倒 29（15.1%）	はさまれ・巻き込まれ 20（10.4%）
道路貨物運送業157人（100%）	墜落・転落 67（42.7%）	転倒 30（19.0%）	動作の反動・無理な動作16（10.2%）
林業 31人（100%）	激突され 15（48.4%）	墜落・転落 5(16.1%)	飛来・落下 4（12.9%）
第三次産業632人（100%）	転倒203（32.1%）	動作の反動・無理な動作 96（15.2%）	墜落・転落91（14.4%）
うち小売業 160人（100%）	転倒 46（28.8%）	動作の反動・無理な動作24（15.0%）	墜落・転落 20（12.5%）
うち社会福祉施設141人（100%）	転倒 58（41.1%）	動作の反動・無理な動作 40（28.4%）	墜落・転落162（11.3%）
うち飲食店 34人（100%）	転倒 12（35.3%）	切れ・こすれ 6（17.6%）	交通事故（道路） 3（8.8%） 高温物との接触 3（8.8%）

(4) 起因物別発生状況

起因物別に見ると、全産業においては「仮設物・建築物・構築物」（足場、通路、階段など）が最も多く372人（全ての起因物に占める割合は、24.0%）、次いで、「動力運搬機」（トラックなど）が185人（同11.9%）、「用具」163人（同10.5%）の順となっています。

また、前年と比べ「仮設物・建築物・構築物」は0.5%減少、「動力運搬機」は7.0%減少、「用具」は14.1%増加となっています。

■起因物別死傷災害発生状況（令和２年）■　（人）

業種	１位	２位	３位
全産業 1,552人（100%）	仮設物・建築物・構築物 372（24.0%） 前年比 -0.5%	動力運搬機 185（11.9%） 前年比 -7.0%	用具 163（10.5%） 前年比 +14.1%
製造業 445人（100%）	仮設物・建築物・構築物 91（20.4%）	一般動力機械60（13.5%）	動力運搬機47（10.6%）
建設業 192人（100%）	仮設物・建築物・構築物 49（24.6%）	用具30（15.6%）	材料 22（11.5%）
道路貨物運送業 157人（100%）	動力運搬機 75（47.8%）	仮設物・建築物・構築物 25（15.9%）	荷 21（13.4%）
林業 31人（100%）	環境等 19（61.3%）	木材加工用機械 3（9.7%） 材料 3（9.7%）	－
第三次産業 632人（100%）	仮設物・建築物・構築物 186（29.4%）	乗物 78（12.3%）	用具 68（10.8%）
うち小売業 160人（100%）	仮設物・建築物・構築物 37（23.1%）	乗物 25（15.6%）	用具 23（14.4%）
うち社会福祉施設141人（100%）	仮設物・建築物・構築物 47（33.3%）	その他の起因物 31（22.0%）	起因物なし 26（18.4%）
うち飲食店 34人（100%）	仮設物・建築物・構築物 12（35.3%）	人力機械工具等 5（14.7%）	乗物 4（11.8%）

(5)年齢階層別の発生状況

年齢階層別に見ると、60 歳以上の死傷者数は平成 28 年以降、年齢階層別で最多となり４年連続で増加していましたが、令和２年は 452 人と対前年比３人（0.7%）減少しました。60 歳以上の死傷者数が全死傷者数に占める割合は、令和２年には 29.1%となり対前年比 1.4 ポイント減少しましたが、依然として年齢階層別では最多となっています。

令和２年の全死傷者数に 60 歳以上の死傷者数が占める割合は、業種別では高い順に、社会福祉施設（40.1%）、小売業（33.8%）、林業（32.3%）となっており、事故の型別では高い順に、「転倒」（35.2%）、「墜落・転落」（22.6%）、「はさまれ、巻き込まれ」（7.1%）となっています。

年齢階層別死傷災害発生状況の推移

２　令和２年の死亡災害

(1) 死亡者数の推移

県下の死亡者数は、昭和 45 年の 97 人を最多に、その後、減少に転じ、平成 21 年以降は 20 人未満で推移しており、平成 26 年には過去最少の 10 人となりました。その後、平成 27 年・平成 28 年は増加、平成 29 年・平成 30 年は減少し、令和元年に増加し、令和２年は 11 人（対前年比５人減少）となりました。

(2) 業種別の死亡災害発生状況

令和２年においては、製造業で６人（全産業に占める割合は54.5%）発生して最も多く、次いで建設業で３人（同27.3%）、清掃と畜業で１人（同9.1%）、その他の事業で１人（同9.1%）発生しました。

死亡者数は対前年比で５人減少（-31.3%）しています。

■業種別の死亡者数■　（人）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年
全産業	13	10	16	19	15	13	16	11
製造業	5	2	4	6	5	2	3	6
建設業	3	2	5	3	6	9	10	3
道路貨物運送業	0	3	1	0	2	0	0	0
農業	0	0	0	1	0	0	0	0
林業	0	0	0	2	1	0	0	0
畜産・水産業	0	0	0	0	0	0	0	0
商業	2	0	3	2	0	1	0	0
接客娯楽業	0	0	0	1	0	0	0	0
清掃と畜業	2	2	1	3	0	0	0	1
上記以外	1	1	2	1	1	1	3	1

(3) 事故の型別の死亡災害発生状況

「交通事故」災害が３人（全ての事故の型に占める割合は、27.3%）と最も多く、次いで「墜落・転落」災害が２人（同18.2%）、「崩壊・倒壊」災害が２人（同18.2%）、「飛来・落下」災害が２人（同18.2%）、「はさまれ・巻き込まれ」災害が１人（同9.1%）、「切れ・こすれ」災害が１人（同9.1%）となっています。

３　令和３年度における労働災害防止の取組等について

愛媛労働局では、県下の情勢を踏まえて「愛媛第13次労働災害防止推進計画」（以下「13次推進計画」という。）を策定しています。（平成30年４月３日　愛媛労働局発表）

この13次推進計画では、災害減少の目標値として令和４年までに、「死亡災害については、過去最少（平成26年10人）を更新する９人以下に減少させる。」、「休業４日以上の死傷災害については、過去最少（平成27年1,405人）を更新し1,300人台とするため、平成29年と比較して８％以上減少させる。」等を設定しています。（参考資料１、参照）

本年度は、13次推進計画の４年目として、死亡者数は過去最少を更新する９人以下、死傷者数は対前年比で5.5%以上減少させることを目標として、以下の労働災害防止対策に取り組みます。

（１）労働災害の減少がみられない業種等への対応

・第三次産業（特に小売業、社会福祉施設）に対して、「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」等による安全対策の推進（参考資料２、参照）

・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全と健康確保対策の推進（参考資料３、参照）

・「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト」等による転倒災害防止対策の推進（参考資料４、参照）

・道路貨物運送業における荷役災害防止対策等の推進

・熱中症、腰痛の予防

・外国人労働者、非正規労働者の労働災害防止対策

（２）死亡災害の撲滅を目指した業種等の対応

・建設業における墜落・転落災害防止対策の推進

・製造業における機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進

・林業における伐木作業時の労働災害防止対策の推進

・交通労働災害防止対策の推進

（３）職場にける新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の周知啓発（参考資料５、参照）

【資料等】

別添１　令和２年　業種別労働災害発生状況、令和２年　業種別・署別労働災害発生状況

別添２　令和２年　労働災害(休業４日以上)発生状況（愛媛労働局）

参考１　愛媛第13次労働災害防止推進計画（概要）

参考２　安全で安心な店舗・施設づくり推進運動（実施要綱）

参考３　エイジフレンドリーガイドライン（リーフレット）

参考４　ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト（リーフレット）

参考５　職場における新型コロナウイルス感染症対策のための「５つのポイント」（リーフレット）

令和２年　業種別労働災害発生状況

別添 1

愛　媛　労　働　局

業種別		局		増減	
		２年	元年	件数	増減率
全産業		(11) 1552	(16) 1490	+62	+4.2%
製造業		(6) 445	(3) 412	+33	+8.0%
製造業	食料品製造業	125	97	+28	+28.9%
	繊維工業	10	8	+2	+25.0%
	その他の繊維製品	6	5	+1	+20.0%
	木材・木製品製造業	31	(1) 34	-3	-8.8%
	家具・装備品製造業	5	6	-1	-16.7%
	パルプ・紙製造業	(1) 23	15	+8	+53.3%
	紙加工品製造業	27	(1) 36	-9	-25.0%
	印刷・製本業	6	3	+3	+100.0%
	化学工業	15	13	+2	+15.4%
	窯業土石製品製造業	18	21	-3	-14.3%
	鉄鋼業	10	2	+8	+400.0%
	非鉄金属製造業	1	(1) 3	-2	-66.7%
	金属製品製造業	(1) 48	51	-3	-5.9%
	一般機械器具製造業	28	32	-4	-12.5%
	電気機械器具製造業	5	6	-1	-16.7%
	輸送用機械器具製造業	(4) 54	52	+2	+3.8%
	電気・ガス・水道業				
	その他の製造業	33	28	+5	+17.9%
鉱業		4	(1) 3	+1	+33.3%
建設業		(3) 192	(10) 183	+9	+4.9%
建設業	土木工事業	(1) 54	(2) 56	-2	-3.6%
	建築工事業	(1) 91	(5) 80	+11	+13.8%
	うち木造家屋建築工事業	28	(1) 25	+3	+12.0%
	その他の建設業	(1) 47	(3) 47	±0	±0
鉄道・道路旅客業		16	12	+4	+33.3%
道路貨物運送業		157	168	-11	-6.5%
貨物取扱業		14	(1) 16	-2	-12.5%
	うち港湾運送業	7	(1) 8	-1	-12.5%
農業		40	43	-3	-7.0%
林業		31	40	-9	-22.5%
畜産・水産業		21	15	+6	+40.0%
商業		211	182	+29	+15.9%
	うち小売業	160	130	+30	+23.1%
金融広告業		13	13	±0	±0
映画・演劇業		1			
通信業		21	24	-3	-12.5%
教育研究		15	18	-3	-16.7%
保健衛生業		218	154	+64	+41.6%
	うち社会福祉施設	141	99	+42	+42.4%
接客娯楽業		56	73	-17	-23.3%
	うち飲食業	34	42	-8	-19.0%
清掃と畜業		(1) 54	70	-16	-22.9%
官公署			1		
その他の事業		(1) 43	(1) 63	-20	-31.7%

※労働者死傷病報告書による休業４日以上の死傷者数を集計したもので、（　）内は、死亡者数を表し内数である。

令和２年　業種別・署別労働災害発生状況

愛 媛 労 働 局

業種別 ＼ 局署別	局		増減		松山		新居浜		今治		八幡浜		宇和島	
	２年	元年	件数	増減率	２年	元年	２年	元年	２年	元年	２年	元年	２年	元年
全産業	(11) 1552	(16) 1490	+62	+4.2%	(3) 615	(6) 562	(4) 476	(6) 421	(3) 169	188	(1) 170	(3) 187	122	(1) 132
製造業	(6) 445	(3) 412	+33	+8.0%	116	108	(2) 190	(2) 151	(3) 78	86	(1) 49	(1) 47	12	20
製造業 食料品製造業	125	97	+28	+28.9%	57	35	32	17	11	13	17	20	8	12
製造業 繊維工業	10	8	+2	+25.0%			1		6	6	3	2		
製造業 その他の繊維製品	6	5	+1	+20.0%			1	1	5	3				1
製造業 木材・木製品製造業	31	(1) 34	-3	-8.8%	11	16	10	9	1		9	(1) 8		1
製造業 家具・装備品製造業	5	6	-1	-16.7%	2	2	1		1	3	1	1		
製造業 パルプ・紙製造業	(1) 23	15	+8	+53.3%			(1) 22	15			1			
製造業 紙加工品製造業	27	(1) 36	-9	-25.0%	1	2	26	(1) 32		1		1		
製造業 印刷・製本業	6	3	+3	+100.0%	4		2	3						
製造業 化学工業	15	13	+2	+15.4%	7	5	7	6		1	1	1		
製造業 窯業土石製品製造業	18	21	-3	-14.3%	4	5	3	3	6	4	5	7		2
製造業 鉄鋼業	10	2	+8	+400.0%	4		6	2						
製造業 非鉄金属製造業	1	(1) 3	-2	-66.7%		1	1	(1) 2						
製造業 金属製品製造業	(1) 48	51	-3	-5.9%	8	11	32	26	(1) 7	11	1	1		2
製造業 一般機械器具製造業	28	32	-4	-12.5%	7	13	19	14	1	4	1	1		
製造業 電気機械器具製造業	5	6	-1	-16.7%	3	4	2	1		1				
製造業 輸送用機械器具製造業	(4) 54	52	+2	+3.8%	2		(1) 11	11	(2) 35	38	(1) 4	1	2	2
製造業 電気・ガス・水道業														
製造業 その他の製造業	33	28	+5	+17.9%	6	14	14	9	5	1	6	4	2	
鉱業	4	(1) 3	+1	+33.3%		1	2	(1) 1	1	1	1			
建設業	(3) 192	(10) 183	+9	+4.9%	(1) 69	(5) 56	(2) 62	(2) 60	20	13	18	(2) 29	23	(1) 25
建設業 土木工事業	(1) 54	(2) 56	-2	-3.6%	(1) 17	(2) 18	18	16	6	3	2	14	11	5
建設業 建築工事業	(1) 91	(5) 80	+11	+13.8%	41	(3) 34	(1) 23	(1) 20	8	7	14	10	5	(1) 9
建設業 うち木造家屋建築工事業	28	(1) 25	+3	+12.0%	13	(1) 8	2	7	4	1	7	6	2	3
建設業 その他の建設業	(1) 47	(3) 47	±0	±0	11	4	(1) 21	(1) 24	6	3	2	(2) 5	7	11
鉄道・道路旅客業	16	12	+4	+33.3%	8	4	2	3	3	3		1	3	1
道路貨物運送業	157	168	-11	-6.5%	79	83	43	42	10	16	19	19	6	8
貨物取扱業	14	(1) 16	-2	-12.5%	2	6	9	(1) 10	2				1	
うち港湾運送業	7	(1) 8	-1	-12.5%	2		3	(1) 8	2					
農業	40	43	-3	-7.0%	5	9	2		1	2	21	23	11	9
林業	31	40	-9	-22.5%	10	12	3	3	3		6	16	9	9
畜産・水産業	21	15	+6	+40.0%	2	2	1	2	2		9	3	7	8
商業	211	182	+29	+15.9%	95	89	57	38	19	25	18	12	22	18
うち小売業	160	130	+30	+23.1%	72	56	43	32	15	21	13	9	17	12
金融広告業	13	13	±0	±0	6	10	6	3			1			
映画・演劇業	1				1									
通信業	21	24	-3	-12.5%	16	11	3	6	1	4	1	3		
教育研究	15	18	-3	-16.7%	10	12	5	3		3				
保健衛生業	218	154	+64	+41.6%	111	63	58	44	18	13	16	18	15	16
うち社会福祉施設	141	99	+42	+42.4%	64	36	36	31	12	7	15	16	14	9
接客娯楽業	56	73	-17	-23.3%	29	37	10	17	5	7	6	5	6	7
うち飲食店	34	42	-8	-19.0%	18	23	7	12	3	1	3	4	3	2
清掃と畜業	(1) 54	70	-16	-22.9%	(1) 28	33	15	20	3	7	5	2	3	8
官公署		1				1								
その他の事業	(1) 43	(1) 63	-20	-31.7%	(1) 28	(1) 25	8	18	3	8		9	4	3

※労働者死傷病報告書による休業４日以上の死傷者数を集計したもので、（　）内は、死亡者数を表し内数である。

別添　2

令和２年　労働災害（休業４日以上）発生状況

愛媛労働局

１　業種別死傷災害発生状況

・第三次産業が全産業の 40.7%を占め、うち「小売業」、「社会福祉施設」、「飲食店」で第三次産業の 53.0%を占める

２　業種別・署別死傷災害発生状況

・製造業の 42.7%（190 人）は新居浜署管内において発生
・第三次産業の 51.3%（324 人）は松山署管内において発生
・建設業の 35.9%（69 人）は松山署管内、32.3%（62 人）は新居浜署管内において発生
・道路貨物運送業の 50.3%（79 人）は松山署管内において発生

3　事故の型別死傷災害発生状況

・「転倒」、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」の三つの災害で 57.5%を占める

4「墜落・転落」、「転倒」、「はさまれ・巻き込まれ」災害の年別の発生状況

・令和２年の「転倒」は前年比 11 人（3.0%）増加、「墜落・転落」は前年比 34 人（11.3%）増加、「はさまれ巻き込まれ」は 35 人（16.0%）減少

5　起因物別死傷災害発生状況

6　製造業における死傷災害発生状況

・食料品製造業が 28.1%を占める

・「はさまれ・巻き込まれ」が 25.2%を占める

・「建築物等」（通路や階段）が 20.4%を占める

7　建設業における死傷災害発生状況

・「墜落・転落」が 39.1%を占める

・「建築物等」（建築物、足場等）が 25.5%を占める

8　道路貨物運送業における死傷災害発生状況

・「墜落・転落」が 42.7%を占める

・「動力運搬機」（トラック等）が 47.8%と半数を占める

9　第三次産業における死傷災害発生状況

・「転倒」が 32.1%を占める

10　年齢階層別の死傷災害発生状況

○　年齢階層別推移

・60 歳以上の死傷者数は、増加傾向にあったが令和 2 年は３人（0.7%）減少した
・全死傷者数に占める 60 歳以上の死傷者数の割合は、令和元年は 30.5%であったが、令和２年には 29.1%となり 1.4 ポイント減少した

○　主要な業種別　年齢階層別構成比（数値は死傷者数　令和２年）

・主要な業種別に見た 60 歳以上の死傷者の割合は、製造業で 22.0%、建設業で 28.6%、道路貨物運送業で 21.0%、第三次産業で 35.1%となっている

○主要な事故の型別　年齢階層別構成比（数値は死傷者数　令和２年）

・主要な事故の型別に見た 60 歳以上の死傷者の割合は、「転倒」で 42.4%、「墜落・転落」で 30.5%、「動作の反動等」で 37.5%、「交通事故」で 32.6%となっている

愛媛第13次労働災害防止推進計画（概要）

参考資料1

計画の目標

計画期間：2018年4月1日～2023年3月31日　赤字は第13次労働災害防止計画

2022年までに

全体

死亡災害：過去最少（平成26年10人）を更新する9人以下に減少させる。
死傷災害：過去最少（平成27年1,405人）を更新する1,300人台とするため、８％以上減少させる。
死亡災害：１５％以上減少　死傷災害：５％以上減少

業種別

製造業　死亡災害：過去最少の２人以下　死傷災害：10％以上減少
建設業　死亡災害：過去最少の２人以下　死傷災害：10％以上減少
林業　死亡災害：ゼロとする
道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設、飲食店　死傷災害：５％以上減少
建設業、製造業、林業　：死亡災害を１５％以上減少
陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店　：死傷災害を死傷年千人率で５％以上減少

その他目標

○ 仕事上の不安・悩み・ストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90％以上（49.9％：2017年）目標：同
○ メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80％以上（62.7％：2017）　目標：同
○ ストレスチェックを実施している事業場の割合を70％以上（44.4％：2017）
ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60％以上
○ 取扱う全ての化学物質等について、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（以下「GHS」という。）による分類の確認及び安全データシート（以下「SDS」という。）の交付を受け、その内容を確認して作業を行っている事業場の割合を80％以上（69.3％：2017）
化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）による分類の結果、危険有害性を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート（SDS）の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80％以上
○ 社会福祉施設を含む第三次産業及び道路貨物運送業の腰痛による死傷者数を10％以上減少
第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で５％以上減少
○ 職場での熱中症による死亡者数を2013年から2017年までの５年間と比較して、2018年から2022年までの５年間で50％以上減少
同　：５％以上減少

重点事項及び具体的取組

(1)死亡災害の撲滅・重篤災害を減少させるための業種別・災害種別の重点対策の推進

○製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止
○建設業における墜落･転落災害等の防止
○林業における伐木等作業の安全対策　走行集材機械等の林業機械災害の防止　　等

(2)就業構造の変化等により災害が増加傾向にある又は減少の見られない業種、災害等への対策の推進

○災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種への対応
　　：第三次産業（小売業　社会福祉施設　飲食店）　道路貨物運送業
○増加傾向等にある災害への対応
　　：転倒災害　熱中症　腰痛　交通労働災害
○高年齢労働者の労働災害防止
○非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止　　等

(3)過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

○労働者の健康確保対策の強化　(企業における健康確保措置の推進　産業医･産業保健機能の強化)
○過重労働による健康障害防止対策の推進
○職場におけるメンタルヘルス対策等の推進　等

(4)疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

○企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進
○治療と仕事の両立支援の推進　　等

(5)化学物質等による健康障害防止対策の推進

○化学物質による健康障害防止対策
○石綿による健康障害防止対策
○受動喫煙防止対策
○電離放射線による健康障害防止対策
○粉じん障害防止対策

(6) 企業･業界単位での安全衛生の取組の強化

○企業のマネジメントへの安全衛生の取込み
○労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
○企業単位での安全衛生管理体制の推進　　等

(7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

(8) 県民全体の安全･健康意識の高揚等

愛媛第13次労働災害防止推進計画の推進

1　愛媛第１３次労働災害防止推進計画における労働災害の推移

愛媛県内

第12次労働災害防止推進計画	愛媛第13次労働災害防止推進計画
期間　平成25年～平成29年	期間　平成30年～令和4年
目標　死傷　1,326人（-15% ）　死亡 13人以下 [平成29年において：対平成24年比]	目標　死傷　1,372人（-8% ）　死亡９人以下 [令和4年において：対平成29年比]
実績　死傷 1,492人(-4.4%) （内数死亡15人(-6.3%)）	実績 令和２年：死傷者数 1552人（対前年比 ＋62人、＋4.2%） ：死亡者数　11人（対前年比 －5人）

2　愛媛第１３次労働災害防止推進計画の推進状況

○愛媛第13次労働災害防止推進計画の目標　令和4年までに平成29年と比較して
①死亡災害：過去最少（平成26年10人）を更新する9人以下に減少させる。
②死傷災害：過去最少（平成27年1,405人）を更新する1,300人台とするため、8％以上減少させる。
○業種別目標（上記以外）　令和4年までに平成29年と比較して
○ 製造業・.建設業　死亡災害：過去最少の2人以下　死傷災害：10％以上減少　○ 林業　死亡災害：ゼロとする
○ 道路貨物運送業・小売業・社会福祉施設・飲食店　死傷災害：5％以上減少

令和２年度目標
年間死亡者数を９人以下、
年間死傷者数を前年比3.4％以上減少させる。

重点業種別労働災害発生状況　（折線グラフ/死傷者数、棒グラフ/死亡者数）

「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」実施要綱

1　趣旨

第三次産業における労働災害は増加傾向にあり、特に、社会福祉施設、小売業及び飲食店の発生件数は第三次産業全体の約５割を占めている。

労働災害が増加している要因としては、人手不足や労働者の高齢化などの要因のほか、転倒災害、腰痛災害など行動災害によるものが多い中で事業場の取組が進んでいないことや、店舗・施設に安全衛生担当者がいないなど安全衛生活動が低調である中で、その活動をサポートすべき本社・本部の取組が不十分であることも指摘されている。このため、企業・法人全体での労働災害防止の取組を進めるとともに、店舗・施設における基本的な安全衛生活動にも着眼した取組に配意する必要がある。

また、第三次産業は経営者に労働者の安全衛生に対する関心が必ずしも高くない傾向があるが、災害のない店舗・施設づくりは、施設利用者、消費者の安全にも寄与するものであることや人材確保にも資することを踏まえて、経営者の関心を高める必要がある。このことの訴求の明確化のため、昨年度までの本運動の名称を見直した。

本運動は、経営トップの参画の下、本社・本部と店舗・施設における労働災害防止のための取組を促進し、本社・本部と店舗・施設の役割に応じた全社的な安全衛生活動を展開することにより、職場の危険箇所の除去、作業方法等の改善、労働者の危険に対する感受性・注意力の向上等を図ることにより、小売業、社会福祉施設及び飲食店における労働災害を減少させることを目的とするものである。

2　期間

令和３年４月１日から２年間

3　主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4　実施者

小売業及び飲食店の多店舗展開企業の本社及び店舗、多くの社会福祉施設を展開する法人の本部及び施設

5　主唱者の実施事項

(1) 厚生労働省の実施事項

ア　小売業、社会福祉施設及び飲食店の労働災害防止に係る周知啓発資料等の作成、配布

イ　小売業、社会福祉施設及び飲食店の労働災害防止対策に活用できるコンテンツを集めた特設サイトの開設

（ア）災害事例、効果的な対策、好事例の紹介(チェックリストを含む。)
（イ）小売業、社会福祉施設及び飲食店の労働災害防止対策に資するセミナー等の開催、案内
ウ　本運動を効果的に推進するための各種団体等への協力要請
エ　都道府県労働局、労働基準監督署による企業・法人、事業場への啓発・指導
(2) 中央労働災害防止協会の実施事項
ア　推進運動の周知啓発
イ　事業場の安全衛生対策への指導援助
ウ　KY 訓練、転倒災害防止、腰痛予防対策に資する研修等の開催、教育支援
エ　教育用テキスト、周知啓発資料等の提供
オ　転倒防止のための防滑靴、切創防止手袋、火傷予防手袋等の有効な保護具の普及促進

6　実施者の実施事項
(1) 店舗・施設の実施事項
店舗・施設においては、次に示す各々のＳＴＥＰに掲げる事項のうちから、事業場の実情に応じて、必要な取組を実施すること。
ＳＴＥＰ１
ア　４Ｓ(整理、整頓、清掃、清潔)の徹底による転倒災害等の防止
※　床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、安全に介護等の作業ができる作業スペース、通路等の確保など
イ　危険箇所の表示による危険の「見える化」
ウ　作業マニュアルへの安全衛生上の留意事項の追記及び店舗・施設の従業員への周知・教育、朝礼時等での安全意識の啓発
ＳＴＥＰ２
ア　ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去
イ　KY(危険予知)活動による危険予知能力、注意力の向上
ウ　防滑靴、切創防止手袋等の着用、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用
ＳＴＥＰ３
ア　店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施
イ　腰痛健康診断（腰痛予防対策指針に基づくもの）や体力チェックの実施
ウ　腰痛・転倒予防体操の励行
その他、リスクアセスメントの実施、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく職場改善、メンタルヘルス対策

(2) 本社・本部の実施事項
小売業及び飲食店の多店舗展開企業の本社並びに多くの社会福祉施設を展開す

る法人の本部は、次の実施事項のうち、企業・法人の労働災害の発生状況、労働者の健康管理の状況等に応じて、(1) の店舗・施設の実施事項が継続的、組織的に行われるよう、安全衛生体制の整備を含めた必要な取組を実施すること。

ア　企業・法人傘下の店舗・施設全体の労働災害の発生状況の把握、分析

イ　経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知

ウ　安全に配慮した作業マニュアルの作成と店舗・施設への周知

エ　(1)に示す事項を含め、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を展開するとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行うこと

オ　店舗・施設における安全衛生担当者(安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、安全推進者)等の配置状況の確認

カ　店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育の実施

キ　本社・本部安全衛生担当者、産業医、エリアマネージャー等による店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導及び健康確保措置の実施

ク　安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布

ケ　店舗・施設のリスクアセスメントの実施及びその結果に基づく対策の実施

コ　店舗・施設におけるメンタルヘルス対策に係る指導及び実施状況の把握

サ　店舗・施設における健康診断、長時間労働者への面接指導及びそれらの事後措置等の労働者の健康確保措置の実施状況の把握

7　留意事項

(1) 本社・本部と店舗・施設の役割分担を明らかにして、それぞれの取組の実施を図ること。

(2) 全ての事項の取組を求めるものではなく、店舗・施設の実態等に即して、可能なものから取組の実施を図ること。

(3)　労働者の災害防止のみならず、店舗・施設における利用者や消費者の事故及びヒヤリハットの把握等の活動と併せて取り組むことで、より効果的な自主的取組が期待できること。

(4)　「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」及び「STOP!転倒災害プロジェクト」に基づく取組を、「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」に基づく取組事項に組み込むことが有効であること。

(5) 複数の店舗・施設を有する企業にあっては、各店舗・施設が上記６(1)に基づいて実施した取組事例や取組に当たって工夫した点などを他の店舗・施設に共有する等により、企業全体の安全衛生水準の向上を図ること。

参考資料3

～働く高齢者の特性に配慮した エイジフレンドリーな職場づくりを進めましょう～

皆さんの職場は、高齢者が安心して働ける環境になっていますか？

働く高齢者が増加（60歳以上の雇用者数は過去10年間で**1.5倍**）

労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は**1/4以上**(2019年は27%)

労働災害発生率は、若年層に比べ**高年齢層で高い**

＜年齢別・男女別の労働災害発生率＞

高齢者は被災しやすい！

※労働者1000人当たりの死傷災害（休業４日以上）の発生件数

出典：労働力調査、労働者死傷病報告（2019年）

＜年齢別の休業見込み期間の長さ＞

労働災害が重症化しやすい！

出典：労働者死傷病報告（2019年）

労働災害が続けば人手不足を招くおそれも…

安心して安全に働くことのできる職場づくりを！

エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）を策定しました。（次ページ以降参照）

ご活用ください

高年齢労働者の安全衛生対策のための
エイジフレンドリー補助金が新設されました！
（４ページ参照）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

エイジフレンドリーガイドラインの主な内容

事業者に求められる事項

高齢者の就労状況や業務の内容等の**実情に応じ**、**実施可能な対策に取り組みましょう**。

1　はじめに

・企業の**経営トップが**取り組む**方針を表明し、担当者や組織を指定**します
・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→

2　職場環境の改善

(1)　身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）
・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、**施設、設備、装置等の改善を行います**

⚘対策の例⚘

通路を含め作業場所の照度を確保する

警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮

不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する

解消できない危険箇所に標識等で注意喚起

防滑靴を利用させる

階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する

涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する

リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制

・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
・パワーアシストスーツ等を導入する　等

(2)　高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）
・高年齢労働者の特性を考慮し**作業内容等を見直し**ます。例えば、勤務形態や勤務時間を工夫して高齢者が就労しやすくすること（短時間勤務、隔日勤務等）や、ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等への配慮などがあります

3　高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1)　健康状況の把握
- 健康診断を確実に実施します
- 職場で行う法定の健診の対象にならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、働く高齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにします

(2)　体力の状況の把握
- 主に高年齢労働者を対象とした**体力チェックを継続的に行う**よう努めます
- 体力チェックの目的をわかりやすく丁寧に説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

⦚注意点⦚
- 安全作業に必要な体力の測定手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

体力チェックの一例

転倒等リスク評価セルフチェック票

Ⅰ　身体機能計測結果

①２ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は＿＿cm／＿＿cm(身長)＝＿＿
下の評価表に当てはめると →評価

評価表	1	2	3	4	5
結果／身長	～1.24	1.25～1.38	1.39～1.46	1.47～1.65	1.66～

②座位ステッピングテスト（敏捷性）
あなたの結果は＿＿回／ 20秒
下の評価表に当てはめると →評価

評価表	1	2	3	4	5
(回)	～24	25～28	29～43	44～47	48～

③ファンクショナルリーチ（動的バランス）
あなたの結果は＿＿cm
下の評価表に当てはめると →評価

評価表	1	2	3	4	5
(cm)	～19	20～29	30～35	36～39	40～

④閉眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は＿＿秒
下の評価表に当てはめると →評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	～7	7.1～17	17.1～55	55.1～90	90.1～

⑤開眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は＿＿秒
下の評価表に当てはめると →評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	～15	15.1～30	30.1～84	84.1～120	120.1～

詳しくは
こちら⇒

身体機能計測の評価数字を
Ⅲのレーダーチャートに黒字で記入

(3)　健康や体力の状況に関する情報については、不利益な取扱いを防ぐ必要があります

4　高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1)　個々の高年齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置を講じます

(2)　高年齢労働者の状況に応じた業務の提供
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、個々の労働者の状況に合わせ、適合する業務をマッチングさせます

(3)　心身両面にわたる健康保持増進措置
例えばフレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した**健康づくり活動**を行います

⦚取組の例⦚

転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」
https://youtu.be/9jCi6oXS8IY
（令和元年度厚生労働科学研究費補助金　労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作）

全国の体操動画やリーフレットの紹介(厚労省HP)　→

5　安全衛生教育

- 高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- **再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練**を行います

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

労働者に求められる事項

一人ひとりの労働者が、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながる可能性、自己の健康を守るための努力の重要性を理解**し、**自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。体力チェック等に参加し、日頃からストレッチや軽い運動などに取り組みます

⚘参考：ストレッチの例⚘

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

「エイジフレンドリー補助金」のご案内

■ エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。

■ **中小企業事業者が対象**の補助金です

補助金申請期間　令和２年６月12日～令和２年10月末日

補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費

補助率：　１／２

上限額：　**１００万円**（消費税を含む）

詳しくは
こちら⇒
（厚労省HP）

※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います（全ての申請者に交付されるものではありません）

お問い合わせ

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
エイジフレンドリー補助金事務センター（申請関係）

☎ 03-6381-7507　🖷 03-6381-7508
✉ af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp

受付時間：平日9:30～12:00、13:00～16:30
（土日祝休み）

▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

中小規模事業場　安全衛生サポート事業　個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

無料

労働災害防止団体　問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	（製造業、下記以外の業種関係）
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	（建設業関係）
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	（陸上貨物運送事業関係）
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	（林業・木材製造業関係）
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	（港湾貨物運送事業関係）

65歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援します。

無料

相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- ●人事管理制度の整備に関すること
- ●賃金、退職金制度の整備に関すること
- ●職場の改善、職域開発に関すること
- ●能力開発に関すること
- ●健康管理に関すること
- ●その他高年齢者等の雇用問題に関すること

○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ（http://www.jeed.or.jp）から確認できます。
○「65歳超雇用推進事例サイト（https://www.elder.jeed.or.jp/）」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高年齢労働者の労働災害防止対策の情報を厚生労働省ホームページに掲載しています

（R2. 8）

STOP!転倒災害

プロジェクト

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート

	チェック項目	☑
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	□
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	□
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	□
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	□
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいますか	□
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	□
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などを標識などで注意喚起していますか	□
8	ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか	□
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	□

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイディアを出し合いましょう！　次頁の「見える化」も効果的です!!

まずは、職場内で情報共有

転倒危険場所を見える化しましょう！

転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への共有を図ることが大切です。
危険場所に下の**ステッカーの掲示**を行うなど、**転倒の危険を見える化しましょう！**

※下のステッカーは、「STOP！転倒災害プロジェクト」のホームページからもダウンロードできます。

切り取り線

切り取り線

転倒危険！

コメント

STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、**転倒災害**を撲滅するため**「STOP！転倒災害プロジェクト」**を推進しています。 STOP！ 転倒 検索

事業者の皆さまは、職場の**転倒災害防止対策**を進めていただくとともに、適時にチェックリストを活用した**総点検**を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、**職場環境の改善**を図ってください。

転倒災害の特徴

特徴１ **転倒災害は最も多い労働災害！**

休業４日以上の労働災害、約12万件のうち、転倒災害は**約2.8万件**と最も多く発生しており、近年増加傾向です。

特徴２ **特に高年齢者で多く発生！**

高年齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満と比較してリスクが**約３倍**に増加します。

特徴３ **休業１か月以上が約6割！**

転倒災害による休業期間は**約６割が１か月以上**となっています。

特徴４ **冬季に多く発生！**

降雪の多い地域では、冬季に多く発生しています。

「平成29年転倒災害による休業期間の割合」 労働者死傷病報告（厚生労働省）より作成

転倒災害の主な原因

▶転倒災害は、大きく３種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り	つまずき	踏み外し
<主な原因> ・床が滑りやすい素材である。 ・床に水や油が飛散している。 ・ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。 ・路面等が凍結している。	<主な原因> ・床の凹凸や段差がある。 ・床に荷物や商品などが放置されている。	<主な原因> ・大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。

転倒災害防止対策のポイント

▶転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

４Ｓ(整理･整頓･清掃･清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
・歩行場所に物を放置しない ・床面の汚れ（水､油､粉など）を取り除く ・床面の凹凸、段差などの解消	・時間に余裕を持って行動 ・滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 ・足元が見えにくい状態で作業しない	・移動や作業に適した靴の着用 ・職場の危険マップの作成による危険情報の共有 ・転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！ STOP！ 転倒 検索

「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト」

（2018.11）

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の５つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の５つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。
- **～取組の５つのポイント～**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、**「職場における感染防止対策の実践例」**を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため**「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」**を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された**「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」**にご相談ください。

～取組の５つのポイント～

実施できていれば☑	取組の５つのポイント
□	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
□	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
□	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
□	休憩所、更衣室などの‘場の切り替わり’や、飲食の場など「感染リスクが高まる『５つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
□	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

リーフレットは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。

職場における感染防止対策の実践例

○　体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）

- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。

[手順]
①感染リスクのある社員の自宅待機
②濃厚接触者の把握
③消毒
④関係先への通知など

手順全文は
（独）労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援
センターホームページから
ダウンロード可能です。

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）

- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。

○　密とならない工夫

ＩＴを活用した対策（建設業）

- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。３密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

ＩＴを活用した説明会の開催（その他の事業）

- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

○　感染リスクが高まる「５つの場面」を避ける取り組み

※　職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）

- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

社員食堂での対策（製造業）

- 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

○　感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）

- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

複数人が触る箇所の消毒（製造業）

- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○　その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項目	確認
1 感染予防のための体制	
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
・労働者が感染予防の行動を取るように指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策	
（1）事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」	
・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
（2）感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い	
・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。	はい・いいえ
・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。	

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。

職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間　平日（月～金曜日）　午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
＜学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター＞　０１２０－６０－３９９９